

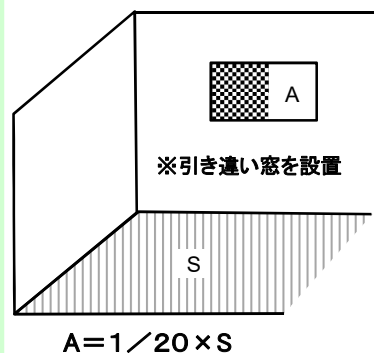
# 換気に関する規定(法第28条関係)

●住宅の居室について、次のように換気に関する規定(必要な開口部の面積及び換気設備の設置等)を定めている。

設置が義務づけられる場合	換気設備等の種類
住宅等の居室	①窓等の換気に有効な開口部(居室の床面積の1/20以上) ②自然換気設備 ③機械換気設備 ④中央管理方式の空気調和設備 等

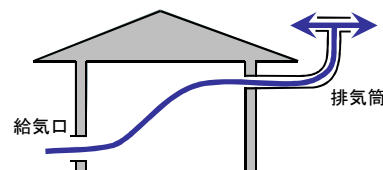
## ①開口部を設ける

居室の床面積に対して、1/20以上の換気に有効な開口部を設ける。等



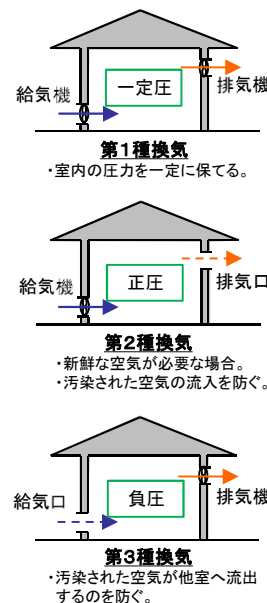
## ②自然換気設備

換気上有効な給気口及び排気筒を設け、室内外の温度差や外風圧により換気を行う。



## ③機械換気設備

換気上有効な給気機及び排気機を組み合わせる換気を行う。



## ④中央管理方式の空気調和設備

中央管理室で換気や冷暖房などを一元的に監視・制御を行う。

以下の基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有すること等が必要。

(一)	浮遊粉じんの量	空気1m <sup>3</sup> につき0.15mg以下
(二)	二酸化炭素の含有率	10/100万分以下
(三)	炭酸ガスの含有率	1000/100万分以下
(四)	温度	一 17度以上28度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
(五)	相対湿度	40%以上70%以下
(六)	気流	1秒間につき0.5m以下